

那須南病院食事提供業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が、那須南病院の食事提供業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 委託業務名 那須南病院食事提供業務委託
- (2) 履行場所 那須烏山市中央3丁目2番13号 那須南病院
- (3) 業務の目的 患者に対する食事療法の趣旨を十分に理解し、安全かつ安定的に、患者にとって必要な栄養療法を行えるような質の高い食事を提供すると共に、患者サービスの一環として患者満足度の向上を図ることを目的とする。
- (4) 業務の内容 別途供覧に供する「那須南病院食事提供業務委託仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 令和2年10月1日から令和5年9月30日まで
なお、この業務委託契約は、地方自治法第234条の3の規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、組合の各年度予算において当該契約に係る経費が減額または削除されたときに契約を変更または解除できる旨の特約を付す。

2 見積限度額

総額：149,760,000円（消費税及び地方消費税抜き）以内とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）の実施年度における組合、那須烏山市及び那珂川町（以下「組合等」という。）の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 組合等の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 組合等の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、那須烏山市及び那珂川町の暴力団排除条例第2条に規定される暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (7) 当病院(150床)または同規模以上の病院において過去3年以上食事提供業務の実績を有しているものであること。

5 参加申込資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(別記様式1)

イ 参加資格要件である業務実績がわかるもの(委託契約書(写)など)

※ 契約上、守秘義務のある項目については黒消し可。

ウ 84円切手を貼付した長形3号の返信用封筒

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 〒321-0602 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院 総務課 管財係

(4) 提出期限 令和2年7月8日(水)

(5) 提出方法 持参または郵送

※ 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から12時、午後1時から4時まで

※ 郵送の場合は、7月8日の消印有効とする。

(6) 審査結果 参加資格審査結果通知書(別記様式2)による通知する。

6 仕様書等の閲覧

(1) 閲覧場所 上記5(3)に掲げる場所と同じ

(2) 閲覧期限 令和2年6月24日(水)

※ 閲覧時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から12時、午後1時から4時まで

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和2年6月8日(月)午前9時から6月25日(木)午後4時まで

(2) 提出方法 質問書(別記様式3)に質問内容を記入の上、電子メールで提出すること。

(3) 回答方法 質問者に順次電子メールで回答する。なお、7月8日(水)以降に質問・回答一覧を参加者全員に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 作成方法

別紙1「那須南病院食事提供業務委託企画提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

(2) 提出方法

ア 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書の提出について（添書）	別記様式4	1部
2	那須南病院食事提供業務委託企画提案書 ※ 上記(1)により作成したもの	別記様式5	8部
3	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書）	任意様式	8部
4	定款	任意様式	8部
5	会社概要（パンフレット）	任意様式	8部
6	見積書（3年間の合計及び各年度毎の金額を記載） ※ 別途封筒に入れて提出	任意様式	1部

イ 提出期限 令和2年7月22日（水）

ウ 提出方法 持参または郵送

※ 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から12時、午後1時から4時まで

※ 郵送の場合は、期限までに必着の上、書留郵便に限る。

エ 提出場所 〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院 総務課 管財係

9 審査方法

審査は、那須南病院食事提供業務委託に係るプロポーザル審査委員会において行う。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、適合者がいないと判断されたときは、受託候補者を選定しない場合もある。

(1) 審査の期日 令和2年7月28日（火） ※開始時間等については別途連絡する。

(2) 場 所 〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院 5階 会議室

(3) 参加人数 1事業所2名以内とする。

(4) 審査内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング

(5) 持ち時間 プレゼンテーションは20分以内とする。

なお、プロジェクター（病院備品 EPSON EB-1776W）を使用して説明する場合は、パソコンは企画提案者が準備すること。

(6) 審査基準 別紙2「那須南病院食事提供業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり

10 受託候補者の決定

審査の結果、その合計点が最上位の者を受託候補者に決定する。

11 審査結果

全参加者に「プロポーザル審査結果通知書（別記様式6）」により通知する。また、組合ホームページ上でも公表する。

12 契約の締結

審査により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

13 全体スケジュール

令和2年6月 8日（月）	公告・募集開始
令和2年6月24日（水）	仕様書等の閲覧期限
令和2年6月25日（木）	質問の受付期限
令和2年7月 8日（水）	参加申込書の提出期限
令和2年7月22日（水）	企画提案書の提出期限
令和2年7月28日（火）	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和2年8月 5日（水）	結果の公表

※ 審査及び結果の公表については、組合の都合により日程が変更となる場合がある。

14 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。ただし、組合が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

15 情報公開及び提供

- (1) 本業務の受託者となった者から提出された書類については、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例（平成19年組合条例第1号）の規定に基づき開示する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例に基づき開示することがある。

16 問い合わせ先

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院

総務課 管財係 相 田

〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号

TEL:0287-84-3911 FAX:0287-84-3915

E-mail: h_soumuka@minaminasukouiki.jp

17 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加を取り下げる場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - イ 提案内容に虚偽がある場合
 - ウ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
 - エ 「2 見積限度額」で示す金額を超えた見積書を提出した場合